

複数年にわたる委託契約へのスライド条項 (賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)の適用について

これまで、複数年にわたる業務委託では、契約期間中の人件費の変動について、あらかじめ変動を想定して入札を行っているものとして、契約金額の変更は行っていませんでした。

しかし、近年、最低賃金の上昇は変動が大きく、事業者の健全経営や業務の適正な履行確保の観点等から、既に工事契約で採用されている制度を参考に「スライド制度」を適用し、最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入します。

1. 制度概要

複数年にわたる業務委託において、最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入します。

2. 対象契約

履行期間が1年を超える委託契約のうち、直接人件費の割合が高く、人件費単価が低い契約で、次に該当する契約

施設管理業務、施設清掃・警備等業務、給食

※対象となる契約は、公告等に対象契約であることを明記する。

3. 契約金額の変更の考え方

履行開始日から12か月経過後に、未履行分の金額のうち、「直接人件費」に相当する額に「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額を変更金額とします。

$$\text{変更金額} = \frac{\text{変動額}}{\text{直接人件費} \times \text{最低賃金変動率}} - \frac{\text{請求者負担分}}{\text{契約金額} \times 1.0\%}$$

※契約変更にあたっては、スライド協議の請求が必要です。請求書は、履行開始日から12か月経過後(2回目以降は前回スライドから12か月経過後)以降に提出してください。

4、導入時期

令和7年3月以降に入札公告等を行い、令和7年度から履行期間が始まる案件から導入します。契約の変更は1年経過後から可能なため、実際に金額を変更するのは令和8年度からです。

※すでに公告済み、又は契約済みの案件は、本制度の対象となりません。

5、その他

変更契約の手続きの詳細については、別添の「複数年にわたる業務委託へのスライド条項(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)の適用の手引き」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

<個別の案件に関すること>

入札公告等に記載のある担当課

<制度一般に関すること>

総務課管財係

TEL:0743-53-1508